

入札及び契約手続における設計違算等による瑕疵の判明に関する対応方針

平成28年（2016年）12月6日策定

宝塚市が行う入札及び契約手続において設計違算等^(※)の瑕疵が判明した場合、市と契約相手方との間で契約締結・成立（契約書に記名押印）する前までのときには、原則として当該手続を中止するものとする。

また、契約締結後のときは、市は当該契約について債務を負うことになるため、原則として契約を継続する。ただし、瑕疵の程度によって、事業の運営上多大な影響が生じるときは、契約の相手方との協議により契約を解除するものとする。

^(※) 設計違算等とは、単価の適用誤り、数量の違い、費用の計上漏れ、設定条件の表記誤り等の理由による設計金額等の誤りをいう。

瑕疵の判明時期	基本方針	例外
開札前まで	入札手続の中止	当該設計違算等の内容及び金額の誤りが軽微であり、入札参加資格要件に変更がないときは、設計違算等を訂正し、当該部分の契約上の取扱を入札参加者に周知することにより、入札を続行することができる。
開札後から 契約締結前まで	入札手続の中止 （落札決定の取消）	当該設計違算等の内容及び金額の誤りが軽微であり、入札参加資格要件及び落札者の決定に変更がない場合は、入札参加者にその旨を周知することにより、契約手続を進める。
契約締結後 （仮契約中の議決案件 は議決後）	契約の継続 （契約相手方の地位 を保護するため解除 しない。）	契約解除を行う。 （事業の進捗状況等も勘案し判断すること） ①落札者を取り違えて契約をした場合 ②違算等の瑕疵の程度により、本来の金額と大きくかけ離れた契約額であり、事業の運営上多大な影響が生じる場合 ③違算等の瑕疵による契約額の減額変更を契約相手方に求めた場合に、当該相手方が契約額の減額に応じないが、損害賠償を請求せずに契約解除に応じる場合

なお、落札決定の取消及び契約解除を行ったことにより、落札者又は契約相手方から損害賠償を求められたときは、当該相手方との協議により真摯に対応しなければならない。

○ 入札参加業者への対応について

入札及び契約に関する対応については契約課で行う。（ただし、担当課契約については担当課で行う。見積合せにおける瑕疵の判明については、上表の取扱いに準じ対応する。）

積算等に関する質疑については、入札公告及び指名通知に示す質疑期間の中で対応し、契約締結前の疑義の申立てについては、設計金額の再計算等により確認する。

ただし、契約締結後に担当課による対応を必要とするときは、本市職員倫理条例及び本市不当要求行為等対策要綱の趣旨を踏まえ、複数（できるだけ管理職以上の職員を含める）で行うものとする。